

生命保険金と退職金

未亡人(母親)のDさん

夫が亡くなり、生命保険金や退職金が入ってきますが、それらの相続税上の取り扱いはどうなるのでしょうか？



それでは、せっかく生命保険金や退職金を受け取っても相続税がかかってしまうということですか？

相談役のO氏

相続により直接取得される財産以外にも、生命保険金など実質的に相続により財産を取得したと同様の効果があると認められる財産を「**みなし相続財産**」といいます。この「みなし相続財産」は相続税の課税対象となります。主な「みなし相続財産」として「**生命保険金等**」と「**退職金等**」があげられます。それぞれみなし相続財産とみなされる条件は以下の通りとなります。

生命保険金等	生命保険金等の保険料の負担者		保険金等の取り扱い
		被相続人が保険料を負担した部分	みなし相続財産
	上記以外	保険金の受取人が保険料を負担した部分	一時所得等
受取人以外の者が保険料を負担した部分		贈与	

退職金等	退職金等の区分		退職金等の取り扱い
		被相続人死亡後3年以内に支給額が確定した部分	みなし相続財産
	上記以外の退職金等	一時所得	

「みなし相続財産」には**非課税枠**が設けられています。「みなし相続財産」の対象となる生命保険金等は、残された遺族の生活を保障することを目的としています。そのため、受け取ったみなし相続財産のうち、下記の金額までは相続税が課税されません。

$$\text{非課税額} = 500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数} \times \frac{\text{その相続人の受け取った保険金等の合計額}}{\text{相続人全員の受け取った保険金等の合計額}}$$